

株券の電子化に伴う特別口座開設公告

平成 20 年 11 月 4 日

株主及び登録株式質権者各位

東京都港区三田三丁目 1 番 12 号
立川ブラインド工業株式会社
代表取締役 立川 光威

本公告は、株券の電子化に伴い、株券を株式会社証券保管振替機構（ほふり）に預けていない株主の権利を確保するための重要なお知らせです。

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、「株式等決済合理化法」）の施行にあたり、当社の株式を株券電子化後に株式会社証券保管振替機構が取扱うことについて、「社債、株式等の振替に関する法律」第 13 条第 1 項の規定に基づいて同意致しました。

これに伴い、株式等決済合理化法附則第 8 条第 1 項に基づき、下記の通り公告致します。

記

1. 特別口座に関する株式会社証券保管振替機構への通知

当社は、株式等決済合理化法の施行日において株式会社証券保管振替機構に株券を預託されていない株主及び登録株式質権者の株主の権利を確保するために、同法の施行日以後、遅滞なく、同法附則第 8 条第 5 項各号に定める必要な事項を株式会社証券保管振替機構に対し通知致します。

2. 特別口座を開設する口座管理機関

当社は、株式等決済合理化法附則第 8 条第 4 項前段の規定により、次の口座管理機関に特別口座を開設致します。

東京都中央区日本橋茅場町一丁目 2 番 4 号
日本証券代行株式会社

以上